

# スライド条項に関する説明会

日時：令和5年1月16日～30日

## 【開催の目的】

- 国土交通省において、令和4年7月に単品スライド条項の運用マニュアルが改定されたことに伴い、本県においても令和4年9月に単品スライド条項の運用マニュアルを改定したところです。
- さらに、令和4年12月に国土交通省より、「インフレスライド条項の適用にあたっては、賃金水準（特例措置）の変更が生じていなくても、建設資材のみ価格変動が生じた場合でも可能である」旨の見解が示されました。
- このため、今回スライド条項に関する説明会を開催することといたしました。

## 次 第

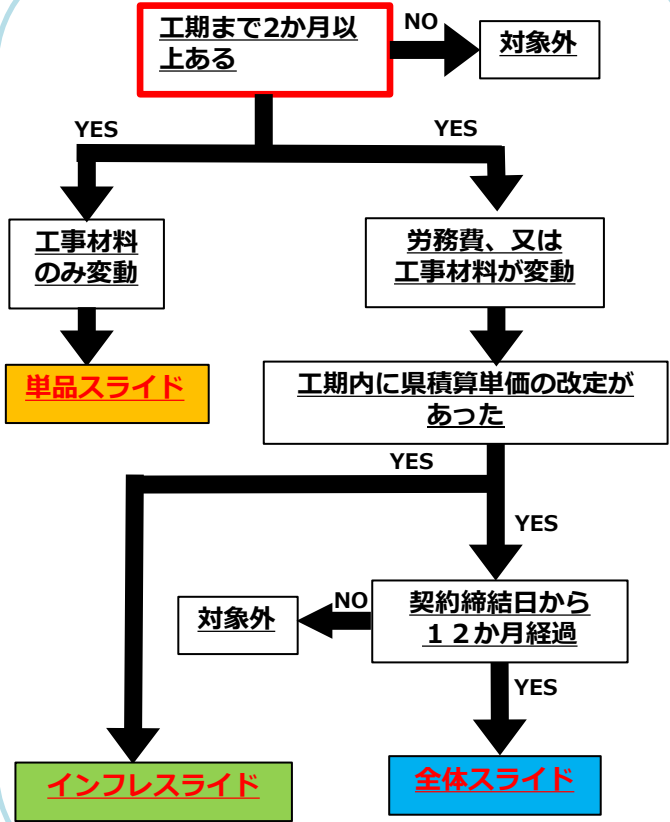
開 会

1. スライド条項の概要
2. 単品スライド条項の改定点
  - ①単品スライド額算定の考え方
  - ②単品スライド額の算出方法
  - ③単品スライド算定表の入力方法（エクセル表）
3. 各スライド条項の違い
  - ①各スライド条項の特徴
  - ②スライド条項の適用にあたっての留意事項

4. 質疑応答

閉 会

スライドの分類



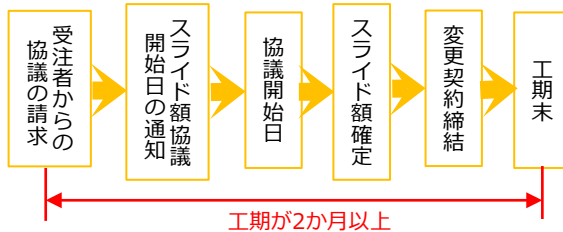
単品スライド  
(第26条第5項)

対象 (A)	対象外 (B)
変動額が対象工事費の1%を超える工事材料	・部分払完了部分

スライド額 (変更額) = Aの変動額 - 対象工事費 × 1%  
※1 ※2

- ※1 変動額：調達時点（価格変動後）における対象品目の金額 - 設計時点（価格変動前）における対象品目の金額
- ※2 対象工事費：最終変更見込み額(※3) - B（部分払完了部分）
- ※3 最終変更見込み額（単品スライド変更をする前の契約見込み額）

手続きの流れ



- ・工事材料は、鋼材類、燃料類、アスファルト類、コンクリート類、その他の各材料ごとに対象工事費の1%を超えるか確認。
- ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書、領収書等の写し）を全て提出。
- ・請負代金額が250万円以上の工事が対象。

インフレスライド  
(第26条第6項)

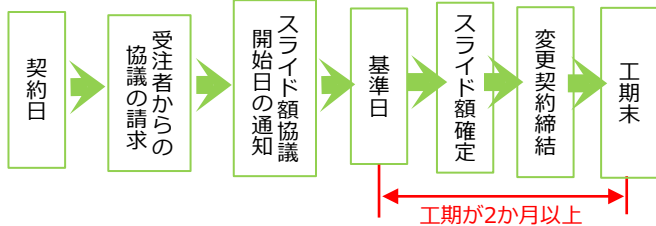
対象 (A)	対象外
・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額 (変更額) = Aの変動額 - 最新の契約日時点の残工事金額 × 1%  
※2 ※3

- ※2 変動額：基準日時点（価格変動後）の残工事金額 - 最新の契約日時点（価格変動前）の残工事金額
- ※3 官積算による工事価格 × 落札率

手続きの流れ



- ・インフレスライド、単品スライドとの併用可能。
- ・インフレスライド適用後に賃金水準、又は物価水準が変更された場合は、再度請求可能。

全体スライド  
(第26条第1～4項)

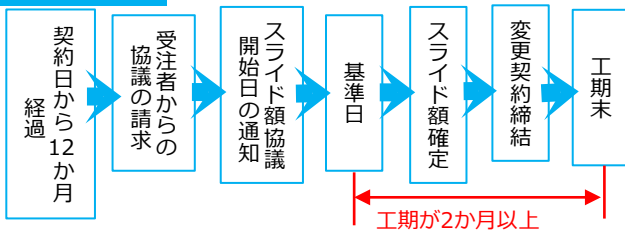
対象 (A)	対象外
・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額 (変更額) = Aの変動額 - 最新の契約日時点の残工事金額 × 1.5%  
※2 ※3

- ※2 変動額：基準日時点（価格変動後）の残工事金額 - 最新の契約日時点（価格変動前）の残工事金額
- ※3 官積算による工事価格 × 落札率

手続きの流れ



- ・全体スライド、単品スライドとの併用可能。
- ・協議の請求は、契約日から12か月経過後に可能。
- ・全体スライド適用後に賃金水準、又は物価水準が変更された場合は、再度請求可能。（適用後から12か月経過後に適用可能）

# 単品スライド額算定の考え方(概略フロー)

## 受注者

- 単品スライドの請求  
(必要な事項、提出資料)
  - ・対象品目、対象材料※対象品目の全て材料を対象としなくてもよい)
  - ・**請求様式**(様式1)(スクラップ・燃料油は、以下の資料が不要)
  - ・**単品スライド算定表** → 発注者が指定する Excel の様式
  - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる全ての資料 (**納品書、請求書、領収書の写し**)

## 発注者

- 「**県積算単価**」と「**購入単価**」を比較 (**※変動額算定フロー図の[A]~[I]に該当**)
  - **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない) P5. 11 参照
    - ① 県積算単価 (**品目毎の合計金額**) × 県基本単価及び物価資料の掲載単価
    - ② 購入単価 (**品目毎の合計金額**)

### 「① 県積算単価」が安価となる品目

## 発注者

- **県積算単価にて品目毎の変動額を算出**

## 発注者

- 品目毎の変動額が**対象工事費※の1%**を超えるかを確認  
※対象工事費：最終変更見込み額(価格変動前の単価での精算額)

変動額が対象工事費※の  
1%を超える品目

## 発注者

- **県積算単価にてスライド額を算定**

変動額が対象工事費※の1%  
を超えない品目は単品スライドの  
対象外

### 「② 購入単価」が安価となる品目

## 発注者

- **購入単価にて品目毎の変動額を算出**

## 発注者

- 品目毎の変動額が**対象工事費※の1%**を超えるかを確認

変動額が対象工事費※の  
1%を超える品目

## 発注者

- **購入単価にてスライド額を算定**

変動額が対象工事費※の1%  
を超えない品目は単品スライドの  
対象外

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の  
申し出があった場合 (**※変動額算定フロー図の[A]~[E]に該当**)

- **申し出のあった材料毎**にスライド額を「**購入単価**」にて算出するか、「**県積算単価**」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照!

## 受注者

- 購入単価でのスライド額算定を希望した場合
  - ・対象品目及び対象材料を申出※
  - ・実購入先を含まない**2社以上の見積り提出**（原則発注機関（局）管内業者）※
- ▶ **「購入単価」が「変動後の県積算単価（落札率を乗じた額）」以上**となることを受注者にて確認

※単品スライドの請求時にあわせて提出

## 第1段階

### 発注者

- 「受注者から提出された2社以上の見積りと実際の購入単価との比較」と「地域の材料価格の傾向」により妥当性を確認

**「購入単価」が最も安価とならない材料**

### <チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
  - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- ▶ 「購入単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「購入単価」が最も安価となる

### 県積算単価にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

## 第2段階

### 発注者

- 「購入単価」の「県積算単価」からの乖離の程度を確認

**購入単価の妥当性が確認できない**

### <チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
  - ①「購入単価」
  - ②「県積算単価（落札率を乗じた額） + 30%」
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

### 県積算単価にて算出

### <確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング（建設企画課で実施）

購入単価の妥当性が確認できる

購入単価にて算出

# スライド条項の取り扱いについて

## 単品スライド条項の運用改正（令和4年9月）

適用対象工事	下記①②の全てに該当する工事 ①請負代金額（税込み）が250万円以上の工事 ②工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事	
条項の主旨	特定の資材価格の急激な変動に対する措置	
請負額変更の方法	対象品目	鋼材類（鉄筋・形鋼・鋼板等）
		燃料油（ガソリン・軽油・重油）
		アスファルト類（合材・乳剤・ストレートアスファルト等）
		コンクリート類（生コン・セメント・モルタル・コンクリート2次製品等）
	その他（受発注者間の個別協議において指定した資材）	
受注者の負担	残工事費の1.0% （但し、全体スライドまたはインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	
再スライド	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	

## 適用品目と対象品目の決定方法

- ・契約工事毎に下記の対象資材の変動額が、対象工事費（最終変更見込み額）の1%を上回る適用品目のみ対象とする。
- ・対象資材については、請求があった資材の中から受発注者協議の上決定するものであり、**請求が無い資材については対象としない。**

各資材での変動率（変動額÷対象工事費）	1%以下	1%超
①鋼材類での変動率	○	
②燃料油での変動率		○
③アスファルト類での変動率		○
④コンクリート類での変動率	○	
⑤その他		○

※その他は、①～④の資材を除いた合計ではない。

※この場合は②、③、⑤が単品スライド額算定の対象

## 変動額算定について

### 1. 調達時点の単価を県積算単価とする場合

適用品目の変動額 =  $M' - M$

M : 設計時点における「適用品目」の価格 消費税率  
 $M = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 110 / 100$

M' : 調達時点における「適用品目」の価格 消費税率  
 $M' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + p'_3 \times D_3 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 110 / 100$

p : 設計時点における各対象資材の単価

p' : 調達時点における各対象資材の単価（変動後の県積算単価）

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

県積算単価：基本単価及び物価資料に掲載がある資材価格

### 2. 調達時点の単価を購入単価とする場合

適用品目の変動額 =  $M'' - M$

M : 設計時点における「適用品目」の価格 消費税率  
 $M = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 110 / 100$

M'' : 調達時点における「適用品目」の価格 消費税率  
 $M'' = (p''_1 \times D_1 + p''_2 \times D_2 + p''_3 \times D_3 + \dots + p''_m \times D_m) \times 110 / 100$

p : 設計時点における各対象資材の単価

P'' : 調達時点における各対象資材の単価（購入単価）

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

購入単価：受注者より提出された証明資料にある単価

購入単価に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適切でないため。

## 対象数量について(増額変更の場合)

### ①スクラップ・燃料油以外

- 設計数量 $\leq$ 証明数量 → 設計数量が対象数量
- 設計数量 $>$ 証明数量 → 証明数量が対象数量

証明数量・・・・・・・・受注者から証明された数量

設計数量・・・・・・・・設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

※市場単価においてに含まれる対象資材の数量についてはも、材料費が分離できるものは設計数量として扱う。

※諸経費率や諸雑費率等に含まれる建設資材の数量は対象としない。

※施工パッケージ型積算を資料している場合の設計数量は次のとおりとする。

例1：コンクリートの場合

設計図書の数量 × (標準単価×コンクリート構成比率/コンクリート東京単価)

例2：アスファルトの場合

アスファルト混合物の重量：面積 × 厚さ × 締め固め後の密度 × (1 + ロス率)

アスファルト乳剤の散布量：面積 × 散布量

### ②スクラップの場合

- 発注者が積算上想定する数量を対象数量とする。

### ③燃料油の場合

- その現場で使用した燃料油の数量を証明することが困難なことから、設計数量内の数量を対象数量とする。

## 対象数量の証明資料

### ①スクラップ・燃料油以外

①単品スライド算定表、品目別計算表 P10,11参照 → 発注者が指定するExcelの様式※  
(長崎県建設企画課HPよりダウンロード)

②上記①の根拠が証明できる**全ての資料** (「納品書」「請求書」「領収書」等の写し)

※スクラップと燃料油を除き、設計数量の全ての証明資料が提出されなかった対象資材については、  
スライド算定の対象としない。

### ②スクラップの場合

- ・作業工程上、スクラップの売却時期が明らかな場合は、売却時期がわかる資料を提出すること。
- ・作業工程上、スクラップの売却時期が明らかでない場合は、発注者が積算上想定する数量とするため、受注者はスクラップに関する証明資料の提出を不要とする。

### ③燃料油の場合

- ・設計数量に工期の平均単価を乗じる方法を用いることにより、発注者のみでのスライド額の算出が可能であるため、受注者は燃料油に関する証明資料の提出は不要とする。



# スライド額の算出方法（単品スライド）

ア 当初設計金額（予定価格）：55,000千円（税抜50,000千円）  
 当初単価期：R4年4月  
 生コン単価（県基本単価）：12,400円/m<sup>3</sup>・・・①  
 生コン数量（設計）：900m<sup>3</sup>

イ 請負額：49,500千円（税抜45,000千円）  
 落札率：90%・・・②  
 工期：R4年5月～12月

ウ 価格変動後の単価期：R4年8月  
 生コン単価（県基本単価）：15,400円/m<sup>3</sup>・・・③

エ スライド請求日：R4年8月 ※請求日が工期末の60日以上前であれば協議可能。  
 生コン購入単価：13,900円/m<sup>3</sup>・・・④

オ 最終変更見込み額※：52,800千円（税抜48,000千円）・・・⑤  
 ※ 単品スライド変更をする前の契約見込み額  
 生コン数量（変更）：1,000m<sup>3</sup>・・・⑥

A  
 ((C) × ⑥)  
 B  
 (①) × ⑥ ×  
 (②)  
 C  
 (A - B)  
 D  
 E  
 (C - D)  
 (⑤ + E)

ケース	価格変動後				価格変動後の金額	価格変動前の金額	差額 (税込み)	⑤ × 1%	スライド 判定結果 (C < D)	スライド額	最終変更 契約額
	(a) 県積算単価	(b) 購入単価	採用単価の決定方法	(C) 採用単価							
ケース 1	15,400円 (13,860円)※ 1	13,900円	(a) (b) のどちらか安価な方	13,860円	13,860,000円	11,160,000円	2,970,000円	528,000円	○	2,442,000円	55,242,000円
ケース 2	15,400円 (13,860円)※ 1	13,400円	(a) (b) のどちらか安価な方	13,400円	13,400,000円	11,160,000円	2,464,000円	528,000円	○	1,936,000円	54,736,000円
ケース 3	15,400円 (13,860円)※ 1	16,000円	本来は (a) (b) のどちらか安価な方であるが、受注者より、申し出があった場合は、協議により採用が可能 ※ 2	16,000円	16,000,000円	11,160,000円	5,324,000円	528,000円	○	4,796,000円	57,596,000円
ケース 4	15,400円 (13,860円)※ 1	20,000円	本来は (a) (b) のどちらか安価な方であるが、受注者より、申し出があった場合は、協議により採用が可能 ※ 2 と ※ 3 による	20,000円	20,000,000円	11,160,000円	9,724,000円	528,000円	○	9,196,000円	61,996,000円
ケース 5	価格変動無し	20,000円	下記 i) ii) により、妥当性が認められた場合は、採用が可能。 i) 当該地域の見積り 2 社より安価なこと。 ii) 発注者による購入単価の妥当性について確認する。	20,000円	20,000,000円	11,160,000円	9,724,000円	528,000円	○	9,196,000円	61,996,000円

※ 1：表内 ( ) は、スライド額の算出時に用いる単価＝価格変動後の県積算単価(15,400円)×落札率(0.9)  
 ※ 2：当該地域の見積り 2 社より安価なこと、かつ、価格変動後の県積算単価(15,400円)×落札率(0.9)×1.3を下回ること。  
 ※ 3：購入単価が※ 2 の単価を上回る場合は、発注者による購入単価の妥当性について確認する。  
 妥当性が認められる場合は購入単価、認められない場合は変動後の県積算単価となる。

## 単品スライド算定表

単品スライド金額	=	(鋼材類計 + 燃料油計 + その他①計 + その他② + … + その他⑩)	-	受注者負担額
	=	( 3,525,445 + 0 + 31,219,265 + 9,834,825 + 0 + 0 + 0 )	-	700,000
	=	43,879,535		
	≒	<b>43,879,000</b>		

### 工事諸元表

項目	入力欄	計算式
a 最新設計金額 (税抜)	100,000,000	
b 最新設計金額 (税込)	110,000,000	a × 1.1
c 最新契約金額	100,912,345	
d 最新契約金額の内、既済部分検査完了している金額	30,912,345	
e 最新契約金額 (既済検査部除)	70,000,000	c - d
f eの1% (比率判定用)	700,000	e × 0.01
g 請負率	91.7%	c/b
h 全体スライド	未適用	
i インフレスライド	未適用	

黄色枠に入力してください。  
白枠は自動計算です。

※最終変更見込み額(価格変動前の単価での精算額)

※対象工事費:単品スライドを考慮する前の請負代金額  
(価格変動前の単価)

- ①対象品目毎に対象工事費(単品スライドを考慮する前の請負代金額)の1%を超えていれば、単品スライド条項の対象品目となります。
- ②単品スライド条項の対象品目の合計額から対象工事費の1%を控除した額が単品スライド額となります。

# 単品スライド品目別算定表の入力方法

ロス率を考慮した設計数量(積算システムで計上される数量)を入力してください。

購入数量は設計数量以下となることを確認してください。  
※購入が複数月に跨る品は特に注意。

変更単価Ⅱが変更単価Ⅰより3割以上高いときは『要』が表示されます。(妥当性確認が必要です。)

変更単価Ⅱが入力されていれば購入単価を元に変更金額を算定します。なければ、実勢価格(変更単価Ⅰ)を元に算定します。  
※変更単価Ⅱは、既に請負率が加味された金額として扱います。

請負率に対するスライド額の比率が1%以上で単品スライドの対象となります。  
(対象となる金額は、別シート『単品スライド金額算定表』に計上されます。

単品スライド 品目別算定表  
※実勢価格:県積算単価)

受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力		受注者入力	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V																						
計算式						F×E	G×1.1(税)×g						J または (K+L)/2			N×E/g または M×E	P×1.1(税)×g	Q-H	Q/e																								
品目	規格	単位	設計数量	購入数量	当初単価(税抜)	当初金額(税込) (請負率考慮無)	当初金額(税込) (請負率考慮)	資材購入年月	基本単価or 特調単価	積算資料	建設物価	変更単価Ⅰ (実勢価格) (税抜)	変更単価Ⅱ (購入価格) (税抜)	購入単価の 妥当性確認	変更金額 (税抜) (請負率考慮無)	変更金額 (税込) (請負率考慮)	スライド額 (税込) (請負率考慮)	請負率に対する スライド額の比率	対象の判定	積算計上欄	備考																						
○鋼	D13	t	5	5	130,000	650,000	655,655	R4.7	200,000			200,000	210,000	不要	1,145,038	1,155,000	499,345				内訳書																						
○鋼	D16	t	8	4	140,000	560,000	564,872	R4.7		240,000	260,000	250,000		—	1,000,000	1,008,700	443,828				○号代価表																						
○鋼	D16	t	8	4	140,000	560,000	564,872	R4.8		260,000		260,000		—	1,040,000	1,049,048	484,176				○号代価表																						
○鋼	D19	t	9	9	160,000	1,440,000	1,452,528	R4.7			290,000	290,000		—	2,610,000	2,632,707	1,180,179				◎号明細書																						
○鋼	D21	t	7	7	170,000	1,190,000	1,200,353	R4.7	300,000			300,000		—	2,100,000	2,118,270	917,917				◎号明細書																						
鋼材類計							4,438,280								7,963,725	3,525,445	5.0%	対象																									
軽油	ℓ	500	500	120	60,000	60,522	R4.7~R4.11	150				150		—	75,000	75,653	15,131				●号代価表																						
ガソリン	ℓ	800	800	150	120,000	121,044	R4.7~R4.11	200				200		—	160,000	161,392	40,348				△号明細書																						
					0	0						0		—	0	0	0																										
					0	0						0		—	0	0	0																										
					0	0						0		—	0	0	0																										
					0	0						0		—	0	0	0																										
					0	0						0		—	0	0	0																										
					0	0						0		—	0	0	0																										
					0	0						0		—	0	0	0																										
燃料油計							181,566								237,045	55,479	0.1%	対象外																									
生コン	18 m3	1,000	500	11,000	5,500,000	5,547,850	R4.7	20,000				20,000		—	10,000,000	10,087,000	4,539,150				△号代価表																						
生コン	18 m3	1,000	500	11,000	5,500,000	5,547,850	R4.8	21,000				21,000		—	10,500,000	10,591,350	5,043,500				△号代価表																						
生コン	21 m3	1,500	500	12,000	6,000,000	6,052,200	R4.7		26,000	24,000	25,000		—	12,500,000	12,608,750	6,556,550					△号明細書																						
生コン	21 m3	1,500	500	12,000	6,000,000	6,052,200	R4.8			26,000	26,000		—	13,000,000	13,113,100	7,060,900					△号明細書																						
生コン	21 m3	1,500	500	12,000	6,000,000	6,052,200	R4.9		27,000		27,000		—	13,500,000	13,617,450	7,565,250					△号明細書																						
自由勾配	300 m	1,000	500	7,000	3,500,000	3,530,450	R4.7	7,100			7,100		—	3,550,000	3,580,885	50,435																											
自由勾配	300 m	1,000	500	7,000	3,500,000	3,530,450	R4.8	7,200			7,200		—	3,600,000	3,631,320	100,870																											
落蓋式	400 m	1,000	500	7,500	3,750,000	3,782,625	R4.7	7,600			7,600		—	3,800,000	3,833,060	50,435																											
落蓋式	400 m	1,000	500	7,500	3,750,000	3,782,625	R4.8	7,700			7,700		—	3,850,000	3,883,495	100,870																											
落蓋式	500 m	500	500	7,500	3,750,000	3,782,625	R4.9	7,800			7,800		—	3,900,000	3,933,930	151,305																											
コンクリート類計							47,661,075								78,880,340	31,219,265	44.6%	対象																									

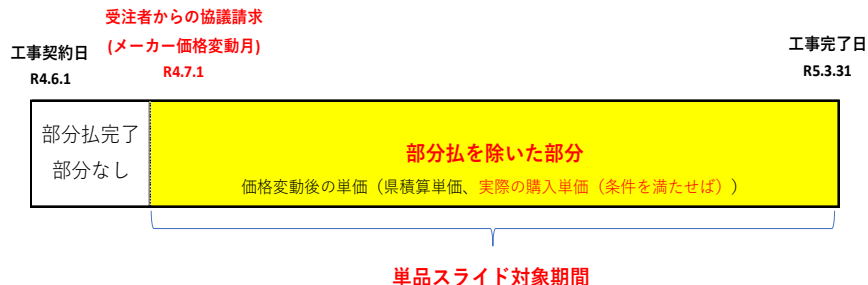
①「県積算単価」or「購入単価」の比較は、品目毎の合計金額で決定する。  
②請求が無い資材については、対象としない。(記入しない)

燃料油の単価は、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における実勢単価の平均)をとること。  
※複数月に跨る場合も、1欄につき、1行で計算してください。

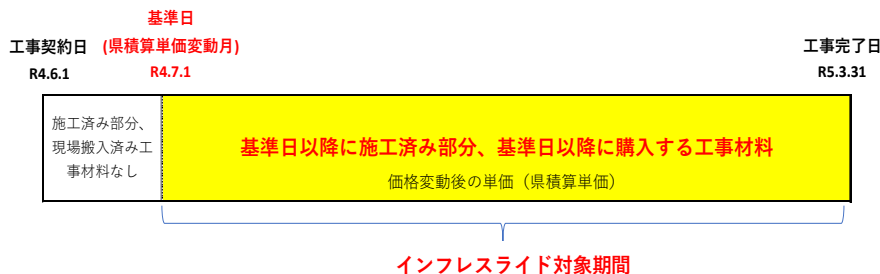
スライド名	請求の可否	積算対象品目	価格変動後の単価	価格変動の対象期間	再スライド	提出書類
単品スライド	労務単価：× 資材単価：○	労務単価：× 資材単価：○ 諸経費：×	県積算単価：○ 実際の購入単価※：○ ※条件を満たせば可能	<b>全ての工事期間</b> ※部分払い完了部分を 除いた工事期間	不可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求様式</li> <li>単品スライド算定表</li> <li>証明する全ての書類 (請求書、領収書、納品書の写し)</li> </ul>
インフレスライド	労務+資材単価：○ 労務単価のみ：○ 資材単価のみ：○	労務+資材単価：○ 諸経費：○	県積算単価：○ 実際の購入単価：×	<b>残工事期間</b> ※基準日から工期末ま での工事期間 ※基準日時点で施工済 み部分は対象外	可能 (複数回可能)	請求様式
全体スライド	労務+資材単価：○ 労務単価のみ：○ 資材単価のみ：○	労務+資材単価：○ 諸経費：○	県積算単価：○ 実際の購入単価：×	<b>残工事期間</b> ※契約日から12ヵ月経 過後協議が可能 ※基準日から工期末ま での工事期間 ※基準日時点で施工済 み部分は対象外	12ヵ月後可能 (複数回可能)	請求様式

## ケース1（残工事が10割の場合）

### ①単品スライド額（プラス2百万円）

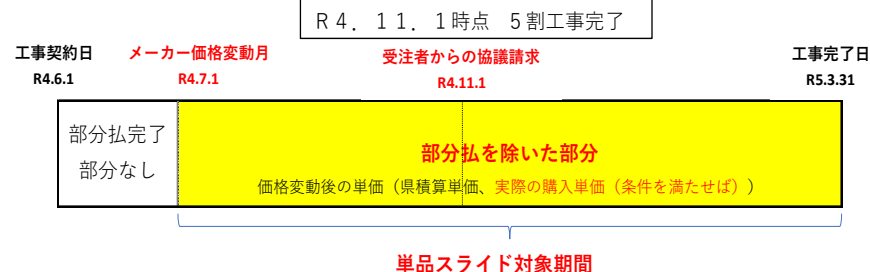


### ②インフレスライド額（プラス3百万円）

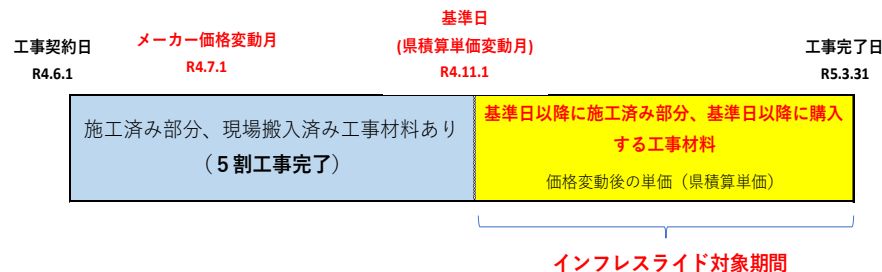


## ケース2（残工事が5割の場合）

### ①単品スライド額（プラス2百万円）



### ②インフレスライド額（プラス1.5百万円）



1. インフレスライド条項でも物価水準に変動が生じれば、適用が可能。  
※県積算単価に変動がなければ、適用できない。
2. スライド条項の請求をする場合は、県基本単価や物価資料にて変動を確認すること。
3. どのスライド条項で請求するかは、受注者が決定すること。
4. 受注者は、スライド条項の請求する場合、口頭ではなく請求様式を提出すること。
5. 単品スライドは、インフレスライド又は全体スライドと併用可能である。  
その場合、インフレスライド又は全体スライドを先に適用すること。  
※単品スライドは精算的な変更であり、インフレスライド又は全体スライドを適用後の最終変更見込み額でスライド額を算定するため。
6. スライド条項の請求は、工期末の2か月以上前までに行うこと。